

三重県漁港建設協会

入会等に関する規程

(新規入会)

- 第1条 三重県漁港建設業協会（以下、「協会」という）に入会を希望する者は、別に定める入会希望申込書等の審査関係書類を協会事務局に提出するものとする。
- 2 入会希望申込書等の審査関係書類を受理した場合は、規約第5条にもとづき役員会で審議し、その結果を申し込み者に通知するものとする。
- 3 入会の賛成を得られなかったときは、翌年度から2事業年度入会申込書の提出はできないものとする。

(入会手続きの留意事項)

第2条 入会を希望する者は、入会審査にかかる協会からの指示及び指導に従わなければなりません。また、入会審査の結果に対して異議申し立て等はありません。

(入会資格)

- 第3条 新たに入会しようとする者は、次の要件を満たさなければなりません。
- (1) 一般社団法人三重県建設業協会の会員であること。ただし、入会に必要な会員期間は別表-1の通りとする。
 - (2) 元請けとして海洋土木工事の実績を有すること。ただし、入会に必要な海洋土木工事の規模及び内容等は別表-2の通りとする。
 - (3) 入会申し込み時に、社会保険及び労働保険に加入していること。
 - (4) 入会申し込み時に、建設業退職金共済制度に加入していること。
 - (5) 本社所在地を所管する農林水産事務所管内（以下、「協会地区」という）協会役員（以下、「地区役員」という）の推薦が得られること。
 - (6) 協会地区の漁港関係者と良好な関係であること。

(会員の義務)

- 第4条 入会が承認され会員となった者は、次の義務があります。
- (1) 規約をはじめ総会及び役員会における決議事項の遵守する義務。
 - (2) 協会地区に所属する義務
 - (3) 協会活動及び協会地区活動に協力する義務。
 - (4) 協会の運営及び事業実施に要する費用（入会金及び会費等）を負担する義務。
 - (5) 全日本漁港建設協会に入会する義務。

なお、三重県漁港建設協会に加入し、協会活動に参画することにより得られる権利が付与される時期については、役員会において決定します。

(表明)

第5条 新たに会員になろうとする者は、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力（以下、まとめて「反社会的勢力」という）のいずれでもなく、また、反社会的勢力が経営に実質的に関与している法人等ではないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約し、別紙（様式1-1）の表明確約書に署名又は記名押印して、会長に提出しなければならない。

(再入会の審査)

第6条 規約第9条（3）の規定（民事再生法及び会社更生法の手続きを開始したとき）により会員の資格を喪失した会員から再生計画が認められた後、再入会の申し出があった場合は地区役員の推薦により、再入会の審査は役員会で行う。

2 再入会に当たっては、退会の際に未納となっていた会費がある場合には、当該未納額を納付するものとする。

(所在地の変更)

第7条 会員が本社(本店)所在地を変更する場合は、事前に役員会に報告しなければならない。

(所属地区の変更)

第8条 会員が所属地区を変更しようとするときは、地区役員に変更届書を提出し、地区役員の進達により役員会の承認を得なければならない。

(支社及び営業所)

第9条 会員が支社（支店）又は営業所等を設置した場合は、支社（支店）又は営業所等の所在地の地区活動にも協力しなければならない。

(退会)

第10条 会員が退会しようとするときは退会届（様式2）を会長に提出し、役員会に報告しなければならない。

(除名)

第11条 三重県漁港建設業協会は、会員の代表者、責任者、実質的に経営権

を有するものが次の各号の一に該当する場合、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) 反社会的勢力に属すると認められるとき
 - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
 - (3) 反社会的勢力を利用していると認められるとき
 - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
 - (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
 - (6) 自ら又は第三者を利用して、協会又は協会の関係者に対し、詐術、暴力的行為、又は脅迫的言辞を用いたとき
- 2 協会は、前項の規定により、会員を除名した場合には、会員に損害が生じても何らこれを賠償ないし補償することは要せず、また、かかる除名により協会に損害が生じたときは、会員はその損害を賠償するものとする。
賠償額は協会と会員が協議して定める。

付 則

- (1) この規程は、平成 29 年 5 月 8 日第 1 回役員会において承認、同日より施行。
- (2) この規程の一部改正は、平成 31 年 3 月 18 日第 4 回役員会において承認、同日より施行。
- (3) この規程の一部改正は、令和元年 9 月 5 日第 2 回役員会において承認、同日より施行。